

当初 変更

工事執行機関 只見線管理事務所

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	令和6年8月30日
工事番号	24-16180-0001	工事名	只見線笹幹沢橋りょう塗装工事	着工	令和6年8月30日
入札執行年月日	令和6年8月30日	発注種別	塗装工事	完成	令和7年2月7日
審議番号	公所		本庁		
路線・河川名	JR只見線		予定価格	8,708,700	
工事箇所 自	南会津郡只見町塩沢（笹幹沢橋りょう）		最低制限価格	-	
至			調査基準価格	-	
工事概要	只見線笹幹沢橋りょう塗装工事 一式		(予定価格に占める法定福利費概算額)	-	

業者コード 業者名	落札者の住所		
	入札額及び再入札額		落札額(契約額)
100000342 建設塗装工業株式会社 東北支店	宮城県 仙台市青葉区一番町2-2-13		
	(1) 7,881,000 (3)	(2) (4)	8,669,100
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

【随意契約とする理由】
 本工事は、只見線笹幹沢橋りょうの橋桁塗装工事であり、営業線建築限界内での作業となることから、鉄道営業法及び関係法令に準じて保安体制、連絡体制、作業方法等の厳しい制約を受けるため、営業線建築限界内での業務に精通し、且つ関係規程を熟知していることが求められる。また、只見線はJR東日本による運行となることから、JR東日本が認定した有資格者※の配置や、運転保安関係手続き及び各種業務システム（設備管理システム、競合調整把握システム、見張りダイヤシステム）を導入して業務を行う必要がある。
 このため、地方自治法施行例第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。

【見積りの相手方を選定した理由】
 建設塗装工業（株）は、鉄道橋の橋桁塗装工事に精通し、なお且つJR東日本が認定した有資格者※の配置や、運転保安関係手続き及び各種業務システムを導入しており、保安体制、連絡体制の構築及び本工事が施工可能な唯一の会社であるため。
 ※工事管理者（在来線）、列車見張員等

このことから、福島県財務規則269条第1項及び同規則施行通達269条関係第1項第2号の規定により、単独見積とした。

変更契約の内容

変更契約年月日	年 月 日
変更後の完成年月日	年 月 日
変更後の契約金額	
変更契約をする理由 <input type="checkbox"/> 1 現場精査による数量増（減） <input type="checkbox"/> 2 （ ） 工事追加による増額 <input type="checkbox"/> 3 その他（ ）	